IFICによって公表すること。

以下を更に決議し、

本決議の手続は、無線通信規則第９条若しくは第11条又は付録第30号、第30A号若しくは第30B号の規定に基づく規定に追加されるものであり、特に、既存の業務区域に加えて他の国又は国々に加えて業務区域を拡大することに関する規定（付録第30号、第30A号）に基づいた調整の要件に影響を与えないこと。

以下を無線通信局長に指示する。

将来の権限ある世界無線通信会議に、手続的真正性の手続の実施の結果について報告を行うこと。

[1] 本決議は、第一地域及び第三地域の21.4-22GHzの放送衛星業務の衛星通信網又は衛星システムに適用しない。

[2] 付録第30B号（WRC-07、改）の§2.3参照

決議第49（WRC-12、改）の第１附属書

1　第9.7号、第9.11号、第9.12号、第9.12A号、第9.13号及び決議第33号（WRC-03、改）の規定に基づく調整手続を条件とする周波数の割当てを有する固定衛星業務、移動衛星業務若しくは放送衛星業務の衛星通信網又は固定衛星業務、移動衛星業務若しくは放送衛星業務の衛星通信システムは、全てこれらの手続の対象とする。

2　新しい周波数又は軌道位置の追加を含む、付録第30号及び第30A号の第４条の関連する条項による第二地域のプランの変更又は既存の業務区域に加え業務区域を他の国又は国々へ拡大する付録第30号及び第30A号の第４条の関連する条項による第二地域のプランの変更の要請又は付録第30号及び第30A号の第４条の関連する条項による第一地域及び第三地域における追加的な使用の要求は全てこの手続の対象とする。

3　付録第30B号（WRC-07、改）の第６条による情報の提出は、新規加盟国が付録第30B号のプランに入るために自国の区域分配[3]の獲得を求めて提出する場合を除いて、全てこの手続の対象となる。

4　上記§1によって衛星通信網のための調整を要求する主管庁は、第9.1号で使用開始期限として定められた期間の終わる前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び宇宙機の製造者に関する真正性情報を、無線通信局に提出するものとする。

5　上記§2に基づく付録第30号及び第30A号による第二地域のプランの変更や第一地域及び第三地域での追加的な使用を要求する主管庁は、付録第30号の第４条の関連する条項及び付録第30A号の関連する条項の規定に基づいて使用開始期限として定められた期間の終わる前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び宇宙機の製造者に関する真正性情報を、無線通信局に提出するものとする。

6　上記§3で付録第30B号（WRC-07、改）の第６条を適用している主管庁は、同条の§6.1によって使用開始期限として定められた期間の終わる前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び宇宙機の製造者に関する真正性情報を、無線通信局に提出するものとする。

7　上記§4、§5又は§6の規定に基づいて提出される情報は、通告主管庁又は特定の主管庁の集団を代表している主管庁の権限を有する職員が署名を行うものとする。

8　上記§4、§5又は§6によって真正性情報を受領した場合、無線通信局は遅滞なく情報が完全であるか審査する。もし情報が完全なものであると判明したときは、無線通信局は30日以内に完全な情報をBR IFICの特別節において公表する。

9　情報が不完全であることが判明した場合、無線通信局は直ちに主管庁に欠けている情報を提出するように要求する。全ての場合において完全な真正性情報は衛星通信網の使用開始日に関して上記§4、§5又は§6で定められている適切な期限内に無線通信局によって受領される。

10　上記§4、§5又は§6に定められた期限満了日の６か月前に衛星通信網の責任主管庁が上記§4、§5又は§6による真正性情報を提出していないときには、無線通信局は責任主管庁に督促状を送付する。

11　本決議で定められた期限までに、完全な真正性情報が無線通信局によって受領されないときには、上記§1、§2又は§3に掲げられた通信網は無線通信局によって抹消されなければならない。MIFRへの暫定的な登録は無線通信局によって該当主管庁に通知した後に削除されるものとする。無線通信局はこの情報をBR IFICによって公表する。

上記§2の付録第30号及び第30A号による第二地域のプランの変更又は第一地域及び第三地域での追加的な使用の要求に関しては、もし真正性情報が本決議の規定に基づいて提出されていない場合には、変更は無効とする。

上記§3の付録第30B号（WRC-07、改）の第６条の適用に関する要求については、通信網は付録第30B号のリストからも削除される。付録第30B号の分配が割当てに入っている場合には、その割当ては付録第30B号（WRC-07、改）の第６条の§6.33 c)の規定に基づいてプランに戻される。

12　上記§1、§2又は§3によって、MIFRへの登録のために衛星通信網を通告した主管庁は使用開始日前に、できるだけ早く、この決議の第２附属書に定められている衛星通信網の識別及び打ち上げサービスの提供者に関する真正性情報を無線通信局に提出する。

13　主管庁が完全な真正性手続は完了したが調整を完了していない場合、当該主管庁による第11.41号の適用を妨げない。

[3] 付録第30B号§2.3参照

決議第49の第２附属書（WRC-12、改）

A　衛星通信網の識別

a)　衛星通信網の識別

b)　主管庁名

c)　国記号

d)　事前公表資料若しくは付録第30号及び第30A号の規定に定める第二地域の計画変更又は第一地域及び第三地域における追加利用の要求の参照又は付録第30B号（WRC-07、改）の第６条の規定に基づき処理される情報の参照

e)　（付録第30号、第30A号及び第30B号が適用されない）調整要求の参照

f)　周波数帯

g)　事業者名

h)　衛星名

i)　軌道特性